（参考） ２号・３号認定子どもの保育料（月額）

階層	定義		保育料	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等		0	0
B1	市町村民税 非課税世帯	母子・父子・障害世帯	0	0
B2		一般世帯	0	0
C1a	市町村民税のうち所得割課税額	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C1	20,000円未満	一般世帯	8,400	8,200
C2a	20,000円～ 26,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C2		一般世帯	10,700	10,500
C3a	26,000円～ 48,600円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C3		一般世帯	12,300	12,000
C4a	48,600円～ 53,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C4		一般世帯	13,500	13,200
C5a	53,000円～ 57,700円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C5		一般世帯	14,800	14,500
C6a	57,700円～ 62,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C6		一般世帯	14,800	14,500
C7a	62,000円～ 72,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C7		一般世帯	15,900	15,600
C8a	72,000円～ 77,101円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000
C8		一般世帯	19,900	19,500
C9	77,101円～90,000円未満		19,900	19,500
C10	90,000円～100,000円未満		25,900	25,400
C11	100,000円～120,000円未満		30,200	29,600
C12	120,000円～140,000円未満		35,400	34,700
C13	140,000円～160,000円未満		39,000	38,300
C14	160,000円～180,000円未満		42,000	41,200
C15	180,000円～230,000円未満		45,200	44,400
C16	230,000円～259,000円未満		47,400	46,500
C17	259,000円～281,000円未満		49,600	48,700
C18	281,000円～300,000円未満		51,800	50,900
C19	300,000円～328,000円未満		54,400	53,400
C20	328,000円～397,000円未満		59,000	57,900
C21	397,000円以上		62,600	61,500

副食費免除

【一般世帯】

A・B2・C1～C5階層の児童

【母子・父子・障害世帯】

B1・C1a～C8a階層の児童

【その他】

C6～C21階層で、就学前児童のうち第３子以降の児童

第２子以降　保育料無償化

【対象児童】

寝屋川市に住民登録があり、認可保育施設の０～２歳児クラスに在籍している第２子以降の児童

※きょうだいの中に住民登録上の別世帯の方がいる場合、別途手続きが必要となります。保育課までお問合せください。

【対象施設】

認可保育施設（市内外不問）

【対象経費】

※延長保育料や制服代等の実費徴収にかかる経費などは対象外です。

【所得制限】

なし

※但し、保護者の市町村民税額が確認できない場合は、無償化の対象外です。

【その他】

３～５歳児クラスの児童の保育料は0円です。

ひとり親(母子世帯)の保育料

令和８年４月から離婚調停中又は離婚裁判中であるなど、事実上ひとり親世帯である世帯に対して、母子世帯として認定する運用を開始します。

【対象者】

①離婚調停中又は離婚裁判中であることが確認できるひとり親世帯

②住居が別であることを確認できる世帯

申請方法等の詳細については、HP「ひとり親(母子世帯)の保育料について」【ID：26654】から確認してください。

（参考） １号認定子どもの保育料（月額）

階層	定義		保育料（月額）
A	生活保護等受給世帯		幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料0円
B1	市民税所得割額非課税世帯 （均等割のみ課税を含む）	母子・父子世帯・障害者世帯	
B2		一般世帯	
C1	市民税所得割課税額 77,101円未満	母子・父子世帯・障害者世帯	
C2		一般世帯	
D1	市民税所得割額課税額　211,200円以下		
E1	市民税所得割額課税額　211,201円以上		

副食費免除対象者

・A～C2階層の児童

・D1およびE1階層で、小学校３年生までの児童のうち第３子以降の児童

※障害世帯に該当する場合、障害者手帳等の提出が必要です。